

令和2年度 岸和田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度岸和田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間下水管布設延長	1.1 km
(2) 年間有収水量	19,907 千m ³
(3) 主要な建設改良事業	
① 管渠整備事業	592,860 千円
② ポンプ場及び処理場整備事業	292,593 千円
③ 流域下水道建設負担金	122,253 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	7,762,603 千円
第1項 営業収益	5,197,726 千円
第2項 営業外収益	2,564,857 千円
第3項 特別利益	20 千円
支 出	
第1款 事業費用	6,768,411 千円
第1項 営業費用	5,750,695 千円
第2項 営業外費用	1,010,016 千円
第3項 特別損失	5,700 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,473,053千円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,311,348 千円
第1項 企業債	2,894,000 千円
第2項 固定資産売却代金	10 千円
第3項 分担金及び負担金	38,542 千円
第4項 補助金	289,880 千円
第5項 他会計繰入金	88,916 千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,784,401 千円
第1項 建設改良費	1,036,865 千円
第2項 企業債償還金	5,737,536 千円
第3項 他会計借入金返還金	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	大北下水ポンプ場 2号原動機他更新事業	千円 170,000	令和2年度	千円 68,000
				令和3年度	102,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
公共下水道 事業	千円 431,700	普通貸借又は証券発行 ただし事業 の進捗状況 により起債 額の全部又 は一部を起 債前借する ことができる。	%以内 10 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政 府 機 構 銀 行 そ の 他	年以内 40	年以内 5	年賦、半年 賦、元金均 等若しくは 元利均等償 還又は満期 一括償還	必要に 応じて繰上 償還又は 借り換え ることが できる。
流域下水道 事業	121,800							
農業集落 排水事業	43,100							
資本費 平準化債	1,530,500							

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 381,649千円
(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45,481千円である。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永野 耕平